

## 風しんの抗体検査を受けた皆様へ 和歌山市保健所から大切なお願いです

今回の風しん抗体検査において、  
**あなたは風しんに対する免疫(抗体)が十分でないこと**が分かりました。

～風しんとは～

風しんは、妊娠している女性がかかると、生まれてくる赤ちゃんに心臓の疾患や難聴、白内障、精神や身体の発達の遅れ等（先天性風しん症候群）が生じる可能性があります。

また、妊娠している女性以外でも、大人がかかると、発熱や発疹の期間が子どもに比べて長く、また関節痛がひどいことが多いとされており、1週間以上仕事を休まなければならない場合もあります。

このため、風しんの予防接種を受ける公的な機会がなかった方（※）で、風しんに対する免疫（抗体）が十分でないと分かった方を対象に、風しんの予防接種を予防接種法に基づく定期接種として、無料で受けることができます。

※ 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

### 定期接種として風しんの予防接種を受ける場合には

- ① 「**風しんの抗体検査受診票**」定期接種の対象者に該当することの証明書類
- ② **本人確認書類**（運転免許証、医療保険者証等）
- ③ **クーポン券(予防接種用)**

を持ち、予約の上、医療機関を受診してください。

接種済証について・・・

「風しんの第5期の定期接種予診票」の下部に「ワクチンロット番号」等が記載されています。

「風しんの第5期の定期接種予診票」が接種済証になりますので、大事に保管してください。